

	介護サービス		所得段階	居住費		食費等		合計
	介	1割		1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
多床室 (2人・4人部屋)	1	22,093	1段階	-	-	300	9,300	31,393
			2段階	370	11,470	390	12,090	45,653
			3段階	370	11,470	650	20,150	53,713
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	90,913
	2	24,391	1段階	-	-	300	9,300	33,691
			2段階	370	11,470	390	12,090	47,951
			3段階	370	11,470	650	20,150	56,011
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	93,211
	3	26,723	1段階	-	-	300	9,300	36,023
			2段階	370	11,470	390	12,090	50,283
			3段階	370	11,470	650	20,150	58,343
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	95,543
	4	29,022	1段階	-	-	300	9,300	38,322
			2段階	370	11,470	390	12,090	52,582
			3段階	370	11,470	650	20,150	60,642
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	97,842
	5	31,252	1段階	-	-	300	9,300	40,552
			2段階	370	11,470	390	12,090	54,812
			3段階	370	11,470	650	20,150	62,872
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	100,072

	介護サービス		所得段階	居住費		食費等		合計
	介	1割		1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
従来型個室	1	22,093	1段階	320	9,920	300	9,300	41,313
			2段階	420	13,020	390	12,090	47,203
			3段階	820	25,420	650	20,150	67,663
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	100,523
	2	24,391	1段階	320	9,920	300	9,300	43,611
			2段階	420	13,020	390	12,090	49,501
			3段階	820	25,420	650	20,150	69,961
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	102,821
	3	26,723	1段階	370	11,470	300	9,300	47,493
			2段階	420	13,020	390	12,090	51,833
			3段階	820	25,420	650	20,150	72,293
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	105,153
	4	29,022	1段階	320	9,920	300	9,300	48,242
			2段階	420	13,020	390	12,090	54,132
			3段階	820	25,420	650	20,150	74,592
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	107,452
	5	31,252	1段階	320	9,920	300	9,300	50,472
			2段階	420	13,020	390	12,090	56,362
			3段階	820	25,420	650	20,150	76,822
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	109,682

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算・栄養マネジメント加算・日常生活継続支援加算・看護体制加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を含んでいます。

※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑩以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (1割の場合)	内 容
①初期加算	32	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	257	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③個別機能訓練加算	13	利用者の日常生活を送る必要な機能の回復又はその減退を防止するために機能訓練指導員を配置している場合（上記表に含まれる）
④栄養マネジメント加算	15	利用者の栄養ケア・マネジメントを行い算定する。（上記表に含まれる）
⑤日常生活継続支援加算	38	要介護度4・5の方や、認知症の重度の方が多数入居されている場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅰ）	5	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑦看護体制加算（Ⅱ）	9	看護師が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑧夜勤職員配置加算（Ⅰ）	23	夜勤を行う看・介護職員の数が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（当園では従来型のみ算定しています。）
⑨口腔衛生管理体制加算	32	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアにかかる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、これに基づいて入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合に、一月につき算定する。
⑩介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届けておりますので、基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算し、一月につき算定する。
⑪経口移行加算	30	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。
⑫経口維持加算（Ⅱ）	105	経口維持計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、計画が作成されてから起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。
⑬療養食加算	19	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算 ※療養食：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食
⑭退居時前訪問相談援助加算	481	
⑮退居時後訪問相談援助加算	481	
⑯退居時相談援助加算	418	
⑰退居前連携加算	523	

居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

単位：円

		所得段階			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		生活保護受給 高齢福祉年金 給付等	市町村住民税非 課税世帯等 (年間80万 円以下)	市町村住民税非 課税世帯等	課税世帯
居住費	多床室 (2人・4人部 屋)	0	370	370	840
	従来型個室	300	420	820	1,150
食 費		300	390	650	1,380

※外泊及び入院中も居住費を算定します。また、この料金を頂いている間は、他の入所者等がベッドを使用することはありません。

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	2割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
多床室 (2人・4人部屋)	1	44,185	1段階	-	-	300	9,300	53,485
			2段階	370	11,470	390	12,090	67,745
			3段階	370	11,470	650	20,150	75,805
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	113,005
	2	48,781	1段階	-	-	300	9,300	58,081
			2段階	370	11,470	390	12,090	72,341
			3段階	370	11,470	650	20,150	80,401
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	117,601
	3	53,448	1段階	-	-	300	9,300	62,748
			2段階	370	11,470	390	12,090	77,008
			3段階	370	11,470	650	20,150	85,068
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	122,268
	4	58,044	1段階	-	-	300	9,300	67,344
			2段階	370	11,470	390	12,090	81,604
			3段階	370	11,470	650	20,150	89,664
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	126,864
	5	62,504	1段階	-	-	300	9,300	71,804
			2段階	370	11,470	390	12,090	86,064
			3段階	370	11,470	650	20,150	94,124
			4段階	840	26,040	1,380	42,780	131,324

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	2割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
従来型個室	1	44,185	1段階	320	9,920	300	9,300	63,405
			2段階	420	13,020	390	12,090	69,295
			3段階	820	25,420	650	20,150	89,755
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	122,615
	2	48,781	1段階	320	9,920	300	9,300	68,001
			2段階	420	13,020	390	12,090	73,891
			3段階	820	25,420	650	20,150	94,351
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	127,211
	3	53,448	1段階	370	11,470	300	9,300	74,218
			2段階	420	13,020	390	12,090	78,558
			3段階	820	25,420	650	20,150	99,018
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	131,878
	4	58,044	1段階	320	9,920	300	9,300	77,264
			2段階	420	13,020	390	12,090	83,154
			3段階	820	25,420	650	20,150	103,614
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	136,474
	5	62,504	1段階	320	9,920	300	9,300	81,724
			2段階	420	13,020	390	12,090	87,614
			3段階	820	25,420	650	20,150	108,074
			4段階	1,150	35,650	1,380	42,780	140,934

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算・栄養マネジメント加算・日常生活継続支援加算・看護体制加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を含んでいます。

※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑩以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (2割の場合)	内 容
①初期加算	63	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	514	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③個別機能訓練加算	25	利用者の日常生活を送る必要な機能の回復又はその減退を防止するために機能訓練指導員を配置している場合（上記表に含まれる）
④栄養マネジメント加算	30	利用者の栄養ケア・マネジメントを行い算定する。（上記表に含まれる）
⑤日常生活継続支援加算	76	要介護度4・5の方や、認知症の重度の方が多数入居されている場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅰ）口	9	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑦看護体制加算（Ⅱ）口	17	看護師が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑧夜勤職員配置加算（Ⅰ）	46	夜勤を行う看・介護職員の数が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（当園では従来型のみ算定しています。）
⑨口腔衛生管理体制加算	63	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアにかかる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、これに基づいて入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合に、一月につき算定する。
⑩介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届けておりますので、基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算し、一月につき算定する。
⑪経口移行加算	59	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる場合には、引
⑫経口維持加算（Ⅱ）	209	経口維持計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、計画が作成されてから起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、医師の指示に基き、継続して誤嚥防止のための食事摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。
⑬療養食加算	38	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合に加算 ※療養食：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食
⑭退居時前訪問相談援助加算	962	
⑮退居時後訪問相談援助加算	962	
⑯退居時相談援助加算	836	
⑰退居前連携加算	1,045	

居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

単位：円

		所得段階			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		生活保護受給者 年齢福祉年金 給付等	市町村民税非課税世帯等 (年間80万円以下)	市町村民税非課税世帯等	課税世帯
居住費	多床室 (2人・4人部屋)	0	370	370	840
	従来型個室	300	420	820	1,150
食 費		300	390	650	1,380

※外泊及び入院中も居住費を算定します。また、この料金を頂いている間は、他の入所者等がベッドを使用することはありません。